

2014年10月5日

亡国の条約 T P P

静岡県労働研究所 理事長 萩原 繁之

1 同僚の大多和暁弁護士から、T P P問題は、ゆゆしき重大問題だ、この問題に関心を持って取り組み、問題関心を広げる必要がある、というようなことを言われ、確かに重大な問題はありそうだと考えていたので、少し勉強してみた。

確かに、指摘のとおり、これはゆゆしき、重大問題だ。亡国の条約というべきもので、このまま条約を締結することを許したら、我が国の主権は侵され、脱原発の運動、食の安全の問題、その他国民の生命と安全はないがしろにされ、国家百年の計に重大な禍根を残しかねない。安倍内閣の亡国の政策の中でも、その重大さにおいては、特定秘密保護法の強行や、集団的自衛権行使容認その他を決めた閣議決定などに決して劣らない。

百田尚樹氏が、先般亡くなった元社会党委員長の土井たか子氏について「売国奴」呼ばわりをしたそう。このような非理性的で下品な単語は、使わないに越したことはないのだろうが、敢えて使うのであれば、T P Pのような、国の主権を売りわたそうとしていると言っても過言でなさそうな亡国の条約を締結しようとしている、百田氏のお友だちの我が総理大臣に対して使った方が適切かも知れない。

この条約について、労働運動や国民が、もっともっと関心を持ち、知らなければならぬのだが、そうっていないのは、何故だろう。

この条約が、締結交渉自体において、秘密厳守が交渉国に課せられている、という問題、特定秘密保護法が施行されれば、おそらくは特定秘密に指定されるような問題について、施行前から、マスコミなどが腰が引けているのかも知れない、という点、そして、政権とお食事会を繰り返しているマスコミが、批判精神、社会の木鐸としての役割を放棄しているのではないか、という危惧。

そうは言っても、絶望することはない。情報技術の発展のおかげで、我々にも、

その気になれば問題関心を飛躍的に広げる手段は、飛躍的に増大している。まずは、皆さんにこの文章をお読みいただき、関心を持っていただくことから始めよう。

2 T P P 協定とは、トランス・パシフィック・パートナーシップ協定の略で、日本語では、環太平洋パートナーシップ協定と言われる、多国間条約である。当初は、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4か国の環太平洋戦略的経済連携協定として始まったが、その後米国が参加表明し、それに複数の国が続いて、アジア太平洋地域の新たな経済統合の枠組みとなる、との指摘もある。

先にも述べたが、異常と思えるのは、この協定及び交渉の内容が秘密、非公開とされていることである。条約を締結することは、締結国の国民に重大な影響を与えるのに、その内容を秘密、非公開とすることは、国民をないがしろにすることで、民主主義、国民主権の原則にそぐわない。

このT P Pの内容についての様々な指摘についても、それが真実かどうかの正確な確認のしようもないわけだ。刑事裁判については、刑事被告人の人権保障のために、「疑わしきは被告人の利益に」とされ、犯罪事実の証明責任は訴追者側にあることにされているが、このT P Pの内容については、もともと秘密、非公開にすることに重大な疑義があるのだから、締結によって重大な不利益を被りかねない国民の利益保護のために、指摘されたことが真実でないことの証明責任は締結交渉に当たる政府側にあると考えて良いと思う。

以下はこのような原則に従って書く。またかなりの部分について、民主党政権で農林水産大臣を務めた山田正彦氏の著書「T P P 秘密交渉の正体」に依拠した。

3 T P Pの内容とされるもので最もゆゆしい問題と思われるのは、「I S D 条項」と呼ばれる条項で、これにより、締約国の主権は失われると言える。

I S D 条項とは「インベスター（投資家）ステイト（政府）ディスピュート（紛争）処理条項」の略で、投資家保護のために必要とされた条項だが、自由貿易において投資家を保護するために、投資家が国家を訴えることができるという

ものだ。締約国の国内法がどうであれ、貿易協定が優先されることになり、国家権力を超えるものとなる。

T P P に先立ち既に締結されている経済協定において、I S D 条項は、投資家や多国籍企業企業の利益のために、国の主権や政策を左右する重大な結果を生じている。

1994年にメキシコ、カナダ、米国の間で締結されたN A F T A（北米自由貿易協定）では、メキシコ政府の砂糖農家保護政策が米国の食品会社から訴えられ、メキシコ政府は、1億9800ドルの支払いを余儀なくされたとされる。

また、カナダ政府の、人体に有害な神経性物質の混入を禁止する規制が、米国の石油会社から訴えられ、1000万ドルの和解金支払いを余儀なくされたとされる。

さらに、メキシコ政府が廃棄物処理企業に対する地下水汚染防止のための埋め立て禁止措置が、訴えられ同政府は1670万ドルの支払いを余儀なくされたとされる。

ただ、米国だけは負けたことがないと言われているようだ。

このI S D 条項を実施する仲裁委員会は、投資家保護だけが目的とされ、国内法などお構いなしの判断をし、秘密、非公開の仲裁で、不服申し立ても不可能だという。さらには、経過資料も明らかにされない上、仲裁人は多国籍企業の顧問弁護士が務めており、仲裁人の1人が、当事者企業の役員であっても、公平な判断ができない、との不服申し立てすら却下されたという。また、仲裁委員がメキシコ有利の採決をしようとしたら米国国務省から横やりが入り、米国の主張を認めてしまった、という指摘もある。

N A F T A に限らず、このI S D 条項により、多国籍企業の利益に反する政策はできなくなると指摘され、ドイツの脱原発政策に対してスウェーデンのエネルギー企業がI S D 条項により損害賠償請求をしたという事実も指摘されている。

冒頭に述べたとおり、このような条項を含む条約は、亡国の条約というべきも

ので、脱原発の運動は妨害され、食の安全の問題、その他国民の生命と安全はな
いがしろにされてしまう恐れが大きい。

- 4 もう一つ、我々が知っておかなければならないのは、T P Pは、決して農業分
野だけの問題ではないということである。この問題については、農協などが先駆
的に取り組みを始めたこともあってか、農業者だけに関わる問題だという誤解も
あるようだ。

しかし、上記の様に、原発政策、食の安全の問題、さらには、たばこ、学校給
食、国民皆保険制度、共済、労働力規制、医薬品、著作権、外国人弁護士規制、
はては軽自動車優遇政策などなど、国民の安全と生存、そして国民主権に関わる
重大問題を、このT P P問題は含んでいる。我々の死命を「経済協定」という名
の条約に制せられてしまいかねない瀬戸際に、実は我々がいるのではないか。我
々は、無関心でいるわけにはいかない。